

社会福祉法人あゆみの会理事及び監事の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみの会（以下、「法人」という。）の理事、監事（以下、「理事等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬の総額および基準)

第2条 理事等が第3条に定める理事等の業務として勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、施設に所属する業務執行理事等については、施設勤務時間外に業務に従事した場合に限る。

2 前項の報酬の額は、1時間あたり3,000円とし、1月あたり300,000円を報酬の限度とする。

3 監事が会計監査、社会保険労務等、法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

4 前項の報酬の額は、1時間あたり5,000円とする。

5 理事等の出退勤の確認は、就業規則第12条のタイムカードまたは出勤簿の記録によるものとする。

6 理事等が理事会へ参加した場合は、当規程に定める報酬は支給せず、「社会福祉法人あゆみの会の費用弁償に関する規程」に定める日額費用弁償（交通費及び日当を含む）のみを支給する。

(報酬が発生する理事等の業務について)

第3条 理事等の業務は、法人本部もしくは全施設間で共有するべき総務、経理、人事、監査及び行政対応等、以下に掲げる業務とする。

- 1 理事会・評議員会の準備に関する業務
- 2 新規事業、新施設等に関する業務
- 3 施設の共通課題に関する分科会に関する業務
- 4 法人監査、施設監査への対応に関する業務
- 5 新規定案及び規定改正案に関する業務
- 6 マニュアル、ガイドライン等の作成に関する業務
- 7 事業報告書の作成に関する業務
- 8 事業計画書の作成に関する業務
- 9 補正予算に関する業務
- 10 決算書案に関する業務
- 11 職員人事に関する業務
- 12 行政対応に関する業務
- 13 その他

(支給日)

第3条 理事等の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第4条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人あゆみの会評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成23年1月6日から施行する。

この規則は、平成29年6月17日から施行する。